

「知ってる？^{は ら かん が い せ き}幡羅官衙遺跡」



No.4 郡役所のクラ（その2）

正倉に長期保存された^{とうこく}稲穀の大部分は非常時の蓄えとされ、^{ききん}飢饉や災害などが発生した際には、貧民救済のために支出されました。倉庫の規定をした「倉庫令」には、稲穀は保存年限を9年とする規定がありますので、決まりとしては、この年限で更新していくことになっていました。9年前の米を食べるなど、今では思いもよらないかもしれません。（正倉院のイメージ）

また、正倉院に建ち並ぶクラの大きさは、およそ10坪以上の床面積をもつものがほとんどで、30坪に及ぶものもあります。この時代の豪族の居宅や集落にもクラがありましたが、床面積は5坪程度であることを考えると、郡役所のクラの大きさは一目瞭然です。そして「倉庫令」には、正倉は^{こうそう}高燥の地に造るものとする規定もあり、保存に適した場所であると同時に、目立つ場所に造られることになっています。正倉は、国家の徳と権威を民衆に見せる舞台装置でもあったのです。



お米大好き



今回は
『貴賓の宿泊所』
です。お楽しみに！